

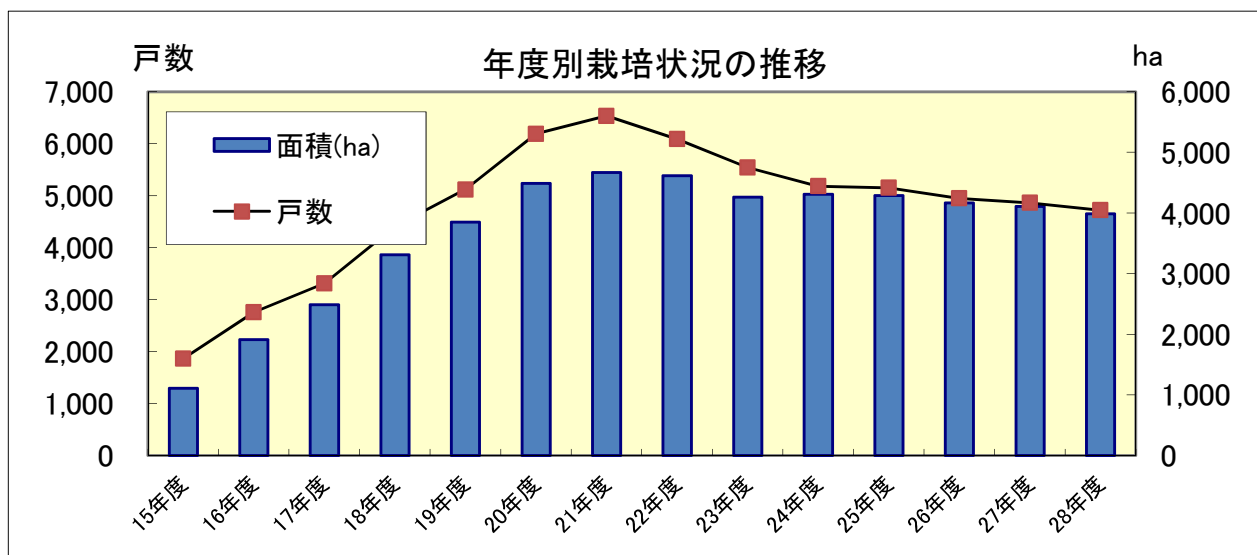
「GAP」と「ちばエコ農産物」認証制度の比較

制度名		ちばGAP 確認(案)	「ちばエコ農産物」 認証 平成14年～	「特別栽培農産物」 表示 平成15年改正
目的		GAPの普及	環境にやさしい農業の 推進。県産農産物の信頼 確保とイメージアップ	減農薬・減化学肥料栽培 農産物の表示の適正化
根拠法令等		千葉県GAP推進方針【県】 GAP共通基盤 ガイドライン【国】	「ちばエコ農業」推進 基本指針【県】	特別栽培農産物表示 ガイドライン【国】
制度の概要		一定の生産工程管理に取り 組んでいる農場（ほ場＋作 業場等）であることを確認	一定の方法で生産された農 産物（品目）であることを 確認・表示	一定の方法で生産された 農産物（品目）であるこ とを確認・表示
主な 基準	生産工程 管理	「食品安全」「環境保全」 「労働安全」等を目的と する取組を行っている	「食品安全」（生産記録、 農薬使用基準、出荷記録等） 「環境保全」（土づくり、 環境負荷低減対策、廃棄物の 適正処理等）を実施 ※GAPの一部を実施	—
	栽 培	—	・化学合成農薬の使用を 慣行*の1/2以下 ・化学肥料の使用を 慣行*の1/2以下 ※慣行レベルは県が定める （基準は特別栽培に準ずる）	・化学合成農薬の使用を 慣行*の1/2以下 ・化学肥料の使用を 慣行*の1/2以下 ※慣行レベルは県が定める
審査等		農場ごとにGAPの取組 が適正に実施されてい るか書類と現地確認 （認証期間は3年）	栽培計画 ＋栽培履歴・現地確認 （毎作）	栽培計画 ＋栽培履歴・現地確認 （毎作）
確認者 認証者等		県職員（又は外部委託） が確認、審査会で審査	県職員が確認（現地は 外部委託）県知事認証	生産者が定める者（生産 者以外）が確認
取組農家数等		確認は、希望する産地等 （ちばGAPの普及対象は、 全販売農家（特にJA部会、 認定農業者等））	約4,800戸	（把握していない）

平成28年度「ちばエコ農産物」の栽培状況（平成29年2月28日現在） （平成28年度第1次～平成28年度第4次申請）

1 年度別栽培状況の推移

年度	戸数	面積 (ha)	年度	戸数	面積 (ha)
14年度	568	386	22年度	6,089	4,616
15年度	1,865	1,109	23年度	5,542	4,261
16年度	2,755	1,913	24年度	5,182	4,310
17年度	3,309	2,491	25年度	5,153	4,290
18年度	4,407	3,310	26年度	4,947	4,170
19年度	5,119	3,853	27年度	4,864	4,112
20年度	6,190	4,492	28年度	4,721	3,988
21年度	6,535	4,668			



2 品目別栽培割合

品目	割合	面積 (ha)
水稲	50%	2,009
だいこん	13%	518
にんじん	11%	428
キャベツ	5%	197
こかぶ	3%	103
大豆	2%	71
その他 93品目	17%	661
99品目	100%	3,988

